

【別表】

フラワーハイツ短期入所療養介護利用料（表1＋表2）

表1 保険適用利用料（1割負担の金額）

（単位 1日当り円）

項目 介護度	療養介護費 (A)		加算額 (B)	利用者負担合計 (A) + (・印B)		
		基本型		強化型	基本型	強化型
要介護 1	個室	752	794	・夜勤職員配置加算 24 ・サービス提供体制強化加算（I） 22	798	840
	多床室	827	875	個別リハビリテーション実施加算 240 在宅復帰・在宅療養支援機能加算 I 34	873	921
要介護 2	個室	799	867	在宅復帰・在宅療養支援機能加算 II 46 療養食加算（1食） 8	845	913
	多床室	876	951	認知症緊急対応加算 200 若年性認知症利用者受入加算 120	922	997
要介護 3	個室	861	930	緊急時治療管理費 518 重度療養管理加算 120	907	976
	多床室	939	1,014	緊急短期入所受入加算 90 送迎加算（片道） 184	985	1,060
要介護 4	個室	914	988	総合医学管理加算（利用中7日を限度） 275	960	1,034
	多床室	991	1,071	★介護職員処遇改善加算（I） 総単位数に3.9%を乗じた単位数	1,037	1,117
要介護 5	個室	966	1,044	★介護職員等特定処遇改善加算（I） 総単位数に2.1%を乗じた単位数	1,012	1,090
	多床室	1,045	1,129		1,091	1,175

※ 施設の運営状況により、一定の基準を満たした場合は「加算型」「強化型」「超強化型」が適用され、月によって療養介護費、加算額が変動するため、適用区分が変更される場合はお知らせいたします。

例、要介護3 多床室でのご利用時

「超強化型」の場合 「強化型」1,014＋「在宅復帰・在宅療養支援機能加算 II」46＋「該当する加算」

「加算型」の場合 「基本型」939＋「在宅復帰・在宅療養支援機能加算 I」34＋「該当する加算」

※ 加算欄は該当する項目がある場合のみ、加算されます。

※ 新型コロナウイルス感染症に対応するための特例的な評価として、令和3年9月末までの間、基本報酬に0.1%上乗せされます。

表 2 保険適用外利用料

(単位 1日当り円)

負担段階 \ 項目	食費 (C)	滞在費 (D)	教養娯楽費 (E)	日用品費 (F)	保険外利用料合計 (C+D+E+F)
第1段階 (生活保護受給者等)	300	個 490	100	50	個室 940
		多 0			多床室 450
第2段階 (住民税世帯非課税で課税年金 収入等 80 万円以下の方)	390	個 490	100	50	個室 1,030
		多 370			多床室 910
第3段階 (住民税世帯非課税で課税年金 収入等 80 万円超の方)	650	個 1,310	100	50	個室 2,110
		多 370			多床室 1,170
第4段階 (住民税課税世帯)	1,670	個 1,690	100	50	個室 3,510
		多 377			多床室 2,197

※ 食費と居住費は介護保険適用外となりましたが、食費の第1段階から第3段階と居住費の第1段階、及び従来型個室ご利用の居住費の第1段階から第3段階の方は、標準負担額（食費 1,392 円、多床室居住費 377 円、従来型個室居住費 1,668 円）との差額が施設へ保険から補足給付されます。

※ ご利用者の1日当りの利用料金は表1の合計欄と該当する加算額と表2の合計欄を加えた金額となります。

※ 食費等の減額は市町村で発行する「介護保険負担限度額認定証」の提出が必要です。各市町村へお問い合わせください。

※ 教養娯楽費につきましては、ご本人が参加を希望されない場合は、徴収されません。

※ その他の料金として電気製品、理美容、クリーニング等をご利用された方は別料金が掛かります。